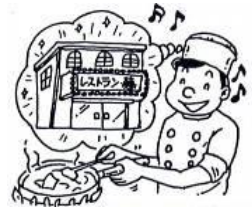


● 営業許可手続きの流れ

① 事前相談

(店の形態が決まってない場合など)

新築工事・居抜き店舗の改装などを始める前に、施設基準に合っているか、手続きに必要な書類は何か、相談を行う。



② 食品衛生責任者の選任

食品衛生責任者の資格を有する者がいない場合には、事前に食品衛生責任者養成講習会を受講し、資格を取得する。

③ 申請書類の提出

(営業開始予定日・現許可期限の約1か月前)

施設基準に適合した施設・設備を用意し、保健所へ営業許可申請書・添付書類・申請手数料(沖縄県収入証紙)を提出する。

④と⑤はどちらが先でもよい

④ 食品衛生講習会

食品衛生の基礎知識を身につける。
※食品衛生責任者養成講習会(②参照)とは異なる。

⑤ 施設検査

食品衛生監視員が実際の施設・設備を確認し、施設基準に適合しているか判断する。
施設基準に適合していない場合は、改善後に再検査する。

⑥ 営業許可証の受取り

営業許可証の記載事項に誤りがないか確認する。

⑦ 営業開始

営業許可証を営業施設に掲示する。
営業許可証の記載事項に変更があった場合には、保健所へ変更届をすみやかに提出する。